

## 令和3年度の改定について： (介護予防) 居宅療養管理指導

### 1 基本報酬の見直し

令和3年度から、サービス提供の状況や移動時間、滞在時間等の効率性を勘案し、より実態を踏まえた評価とする観点から、(介護予防) 居宅療養管理指導の単位数が次のとおり変更された。

《医師が行う場合》

(単位/回)

	単一建物居住者数	現 行	改正後
(1) 居宅療養管理指導(I) ：II以外の場合に算定	単一建物居住者が1人	509単位	514単位
	単一建物居住者が2～9人	485単位	486単位
	単一建物居住者が10人以上	444単位	445単位
(2) 居宅療養管理指導(II) ：在宅時医学総合管理料等の 算定利用者対象の場合に算定	単一建物居住者が1人	295単位	298単位
	単一建物居住者が2～9人	285単位	286単位
	単一建物居住者が10人以上	261単位	259単位

《歯科医師が行う場合》

単一建物居住者が1人	509単位	516単位
単一建物居住者が2～9人	485単位	486単位
単一建物居住者が10人以上	444単位	440単位

《薬剤師が行う場合》

(1) 病院・診療所の薬剤師	単一建物居住者が1人	560単位	565単位
	単一建物居住者が2～9人	415単位	416単位
	単一建物居住者が10人以上	379単位	379単位
(2) 薬局の薬剤師	単一建物居住者が1人	509単位	517単位
	単一建物居住者が2～9人	377単位	378単位
	単一建物居住者が10人以上	345単位	341単位

《管理栄養士が行う場合》

(1) 当該事業所の管理栄養士	単一建物居住者が1人	539単位	544単位
	単一建物居住者が2～9人	485単位	486単位
	単一建物居住者が10人以上	444単位	443単位
(2) 当該事業所以外の管理栄養士	単一建物居住者が1人	新設	524単位
	単一建物居住者が2～9人		466単位
	単一建物居住者が10人以上		423単位

《歯科衛生士が行う場合》

単一建物居住者が1人	356単位	361単位
単一建物居住者が2～9人	324単位	325単位
単一建物居住者が10人以上	296単位	294単位

## 2 基本方針を踏まえた居宅療養管理指導の実施と多職種連携の推進

利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むために、より適切なサービスを提供する観点から、近年、「かかりつけ医等が患者の社会生活面の課題にも目を向け、地域社会における様々な支援へつなげる取組」を進める動きがあることから、多職種間情報共有促進のため見直す。【省令改正、通知改正】

<算定要件等>

《医師・歯科医師》

居宅療養管理指導の提供に当たり、利用者の社会生活面の課題にも目を向け、利用者の多様なニーズについて地域における多様な社会資源につながるよう留意し、必要に応じて指導、助言等を行う。

《薬剤師・歯科衛生士・管理栄養士》

居宅療養管理指導の提供に当たり、(上記の)医師・歯科医師の指導、助言等につながる情報の把握に努め、必要な情報を医師又は歯科医師に提供する。

《薬剤師》

療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合や、居宅介護支援事業者等から求めがあった場合は、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行う。

## 3 医師・歯科医師から介護支援専門員への情報提供の充実

医師・歯科医師による居宅療養管理指導について、医師・歯科医師から介護支援専門員に適時に必要な情報が提供され、ケアマネジメントに活用されるようにする観点から、算定要件である介護支援専門員への情報提供の様式を見直す。【通知改正】

- ・医師：主治医意見書の様式を踏まえた新たな様式を設定。
- ・歯科医師：歯科疾患在宅療養管理料（医療）の様式を踏まえた新たな様式を設定。

※ 様式には、居宅要介護者の社会生活面の課題にも目を向け、地域社会における様々な支援へとつながるよう、関連の記載欄を設定する。

## 4 外部の管理栄養士による居宅療養管理指導の評価

当該事業所以外の医療機関、介護保険施設、日本栄養士会又は都道府県栄養士会が設置運営する「栄養ケア・ステーション」の管理栄養士が実施する場合の区分を新設。【告示・通知改正】

現 行		改正後（新設）
な し	⇒	二 管理栄養士が行う場合 (2) 居宅療養管理指導費（Ⅱ） 当該指定居宅療養管理指導事業所以外の管理栄養士が行った場合 (一) 単一建物居住者 1 人に対して行う場合 (二) 単一建物居住者 2 人から 9 人以下に対して行う場合 (三) (一) 及び (二) 以外の場合

<算定要件等>

- 当該事業所以外の他の医療機関、介護保険施設、日本栄養士会、都道府県栄養士会が設置運営する「栄養ケア・ステーション」と連携して、当該事業所以外の管理栄養士が居宅療養管理指導を実施した場合。

※ 介護保険施設は、常勤で 1 以上又は栄養マネジメント強化加算の算定要件の数を超えて管理栄養士を配置している施設に限る。

## 5 歯科衛生士等による居宅療養管理指導の充実

歯科衛生士等による居宅療養管理指導を行った場合の記録等の様式について、その充実を図る観点から、新たな様式を設定する。【通知改正】

## 6 薬剤師による情報通信機器を用いた服薬指導の評価

情報通信機器を用いた服薬指導の評価を新設する。その際、対面と組み合わせて計画的に実施することとし、算定回数は現行の上限の範囲内で柔軟に設定する。【告示改正】

<単位数：薬局の薬剤師が行う場合>

現 行	⇒	改正後
な し		情報通信機器を用いた場合 45単位/回 (新設) ※月1回まで

<算定要件等>

### ① 対象利用者

- ア 在宅時医学総合管理料に規定する訪問診療の実施に伴い、処方箋が交付された利用者
- イ 居宅療養管理指導費が月1回算定されている利用者

### ② 主な算定要件

- ア 薬機法施行規則及び関連通知に沿って実施すること
- イ 訪問診療を行った医師に対して、情報通信機器を用いた服薬指導結果について必要な情報提供を行うこと

## 7 通院が困難なものの取扱いの明確化

居宅療養管理指導は、在宅の利用者であって通院が困難な者に対するサービスであることを踏まえ、適切なサービスの提供を進める観点から、少なくとも独歩で家族・介助者等の助けを借りずに通院ができる者などは、通院は容易であると考えられるため、これらの者については算定できないことを明確化する。【通知改正】

○令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1～9) 全サービス共通事項

Vol	問	題目	問	答
1	1	人員配置基準における両立支援	問1 人員配置基準や報酬算定において「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業等を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認めるとあるが、「同等の資質を有する」かについてどのように判断するのか。	<p>(答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護現場において、仕事と育児や介護との両立が可能となる環境整備を進め、職員の離職防止・定着促進を図る観点から、以下の取扱いを認める。</li> </ul> <p>&lt;常勤の計算&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 育児・介護休業法による育児の短時間勤務制度を利用する場合に加え、同法による介護の短時間勤務制度や、男女雇用機会均等法による母性健康管理措置としての勤務時間の短縮等を利用する場合についても、30 時間以上の勤務で、常勤扱いとする。</li> </ul> <p>&lt;常勤換算の計算&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 職員が、育児・介護休業法による短時間勤務制度や母性健康管理措置としての勤務時間の短縮等を利用する場合、週30時間以上の勤務で、常勤換算上も1と扱う。</li> </ul> <p>※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&amp;A（平成27年4月1日）問2は削除する。</p> <p>&lt;同等の資質を有する者の特例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「常勤」での配置が求められる職員が、産前産後休業や育児・介護休業、育児休業に準ずる休業、母性健康管理措置としての休業を取得した場合に、同等の資質を有する複数の非常勤職員を常勤換算することで、人員配置基準を満たすことを認める。</li> <li>・ なお、「同等の資質を有する」とは、当該休業を取得した職員の配置により満たしていた、勤続年数や所定の研修の修了など各施設基準や加算の算定要件として定められた資質を満たすことである。</li> </ul>
3	2	指定基準の記録の整備の規定について	問2 指定基準の記録の整備の規定における「その完結の日」の解釈が示されたが、指定権者が独自に規定を定めている場合の取扱い如何。	<p>(答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 指定権者においては、原則、今回お示した解釈に基づいて規定を定めていただきたい。</li> <li>・ なお、指定権者が独自に規定を定めている場合は、当該規定に従っていれば、指定基準違反になるものではない。</li> </ul>
7	1	運営規程について	問1 令和3年度改定において、運営基準等で経過措置期間を定め、介護サービス事業所等に義務づけられたものがあるが、これらについて運営規程においてはどのように扱うのか。	<p>(答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 介護保険法施行規則に基づき運営規程については、変更がある場合は都道府県知事又は市町村長に届け出ることとされているが、今般介護サービス事業所等に対し義務づけられたもののうち、経過措置が定められているものについては、当該期間においては、都道府県知事等に届け出ることまで求めるものではないこと。</li> <li>・ 一方、これらの取組については、経過措置期間であってもより早期に取組を行うことが望ましいものであることに留意すること。</li> </ul>
7	2	令和3年9月30日までの上乗せ分について	問2 令和3年9月30日までの上乗せ分については、どのように算定するのか。	<p>(答)</p> <p>令和3年9月30日までの間は、各サービスの月の基本報酬に、0.1%上乗せすることとしているが、請求に当たっては、上乗せ分のコードをあわせて入力することが必要であり、行われなかった場合返戻となることから、「介護保険事務処理システム変更に係る参考資料の送付について（確定版）」（令和3年3月31日付厚生労働省老健局介護保険計画課ほか連名事務連絡）「Ⅲ-資料3_介護給付費明細書及び給付管理票記載例」の記載方法を参考に対応されたい。</p>

○令和3年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1～9) 居宅療養管理指導

Vol	問	題目	問	答
3	1	-	問1 居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実質的に従業者が1名だけということがあり得る。このような事業所でも虐待防止委員会の開催や研修を定期的に行なう必要があるのか。	<p>(答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・虐待はあってはならないことであり、高齢者の尊厳を守るため、関係機関との連携を密にして、規模の大小に関わりなく虐待防止委員会及び研修を定期的に行なうべきである。小規模事業所においては他者・他機関によるチェック機能が得られにくい環境にあることが考えられることから、積極的に外部機関等を活用されたい。</li> <li>・例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法人内の複数事業所による合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催することが考えられる。</li> <li>・研修の定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所や他委員会との合同開催、都道府県や市町村等が実施する研修会への参加、複数の小規模事業所による外部講師を活用した合同開催等が考えられる。</li> </ul>
3	15	管理栄養士による居宅療養管理指導、栄養アセスメント加算、栄養改善加算、栄養管理体制作成加算について	問15 外部との連携について、介護保険施設の場合は「栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超過して管理栄養士を置いていないもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。」とあるが、栄養マネジメント強化加算を算定せず、介護保険施設に常勤の管理栄養士が1名いる場合は、当該施設の管理栄養士が兼務できるのか。	<p>(答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入所者の処遇に支障がない場合には、兼務が可能である。ただし、人員基準において常勤の栄養士又は管理栄養士を1名以上配置することが求められる施設(例：100床以上の介護老人保健施設)において、人員基準上置くべき員数である管理栄養士については、兼務することはできない。</li> </ul>
5	3	医師又は歯科医師の指示	問3 居宅療養管理指導における医師又は歯科医師の指示は、どのような方法で行えばよいか。	<p>(答)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・指示を行うにあたっては、当該居宅療養管理指導に係る指示を行う医師又は歯科医師と同じ居宅療養管理指導事業所に勤務する者に指示する場合や緊急等やむを得ない場合を除き、診療状況を示す文書、処方箋等(メール、FAX等でも可)(以下「文書等」という。)に、「要訪問」「訪問指導を行うこと」等、指示を行った旨がわかる内容及び指示期間(6月以内に限る。)を記載すること。ただし、指示期間については、1か月以内(薬剤師への指示の場合は処方日数(当該処方のうち最も長いもの)又は1か月のうち長い方の期間以内)の指示を行う場合は記載不要であり、緊急等やむを得ない場合は後日指示期間を文書等により示すこと。</li> <li>・なお、医師又は歯科医師の指示がない場合は算定できないことに留意すること。</li> </ul> <p>※平成18年4月改定関係Q&amp;A(Vol.1)(平成18年3月22日)問8は削除する。</p>